

第7章 新たな環境活動基盤の整備

第1節 環境コミュニケーションの普及

現 状

本県では、琵琶湖を中心とした水環境問題をはじめとした環境問題に高い関心が寄せられており、県民自身による環境保全の取組も盛んに行われています。また、事業者においては、全国的にも厳しい規制の遵守はもとより、より積極的な環境保全取組が求められるISO14001認証の取得が進められ、環境報告書などによる情報開示が行われています。

このような環境に対する高い県民意識に基づき、県民参加による環境づくりを推進するため、これまで、行政の政策決定に県民意見を反映する県民政策コメント制度や環境自治委員会、情報公開制度など、行政への県民参加を積極的に進めてきました。さらに、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事業に対する環境影響評価制度など、公共事業の計画段階から県民と協働を進めてきています。

課 題

各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、これら情報の共有化を進めること、また、行政の政策決定過程においては県民意見を反映させる機会を充実させることなど、単に参加にとどまらず、立場の違う主体間での積極的な環境コミュニケーションの展開が図られる各主体をつなげる取組が必要です。

取 組

1 環境自治委員会の運営〈環境政策課〉

環境自治委員会（滋賀の環境自治を推進する委員会）は、環境基本条例に基づき、県民参加の下に、健全で質の高い環境の確保を図るため、知事やその他県の機関などが行う事務や事業（環境アセスメント等、意見を述べる手続を有する事業を除く）が、環境保全上適切に実施されていないと考える県民からの申立てに基づき、調査審議を行う機関です。

是正が必要な場合には、知事等に対し勧告を行う

ことができ、知事等は勧告を尊重し、適切な措置を講じなければならないことになっています。

なお、平成18年度は審査の申立てはありませんでしたが、これまでに8件の審査申立てがあり、勧告(3件)、要望(2件)を行っています。

→ 参考資料 (50)

2 環境影響評価制度の運用〈環境政策課〉

環境影響評価制度は、昭和56年(1981年)3月から「滋賀県環境影響評価に関する要綱」（以下「環境アセス要綱」という。）に基づき実施してきました。平成8年(1996年)に環境優先の理念に基づき制定された「滋賀県環境基本条例」により、「環境影響評価の措置」が環境保全に関する基本的な施策として位置づけられたことなどを受けて、平成10年(1998年)12月に、現在の「滋賀県環境影響評価条例」（以下「環境アセス条例」という。）が制定されました。

環境アセス条例は、従来の環境アセス要綱や国の「環境影響評価法」に比べて、次の特徴があります。

- (1) より早い段階から環境への考慮がなされるための仕組みの導入
- (2) 対象事業として2以上の事業による複合影響に着目し、「複合開発事業」の概念を導入
- (3) 住民参加の機会を充実
- (4) 事後調査の手続を充実(事後調査結果は全て公告縦覧し、住民に公表。)
- (5) 知事意見の反映を担保する手続の導入(環境影響評価書に対し、知事が修正意見を述べられる。)

平成18年度は、環境アセス条例に基づき、環境影響評価実施計画書の提出が2件ありました。

- ・ (仮称) 信楽ホースパーク建設事業
- ・ (仮称) 竜王商業施設開発計画

3 淡海の川づくり〈河港課〉

(1) 川づくり会議とは

平成9年(1997年)に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、河川法が改正され、県でも、県

管理河川の整備や管理のあり方（水害の軽減や河川環境の保全など）について、地域のみなさんの意見を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、県が実施する河川事業は、すべてこの「河川整備計画」に基づき実施されます。

「川づくり会議」は、地域の生の声を伺いながら、みんなで川の将来像を共有しようとする目的で開催している会議で、公募によるメンバーで構成されています。川づくり会議では、現地見学会や自然観察会など、流域の自然・歴史・文化について学ぶ取組も実施されています。（表7-1-1）

「淡海の川づくり検討委員会」は、「川づくり会議」からの提言を踏まえて取りまとめられた「河川整備計画（原案）」について、専門的な立場からアドバイスをする組織です。常任委員と地域委員で構成されています。常任委員は、河川・環境・文化財などの分野の学識経験者5名で構成しています。地域委員は、水質、水利、漁業等の分野の学識経験者、関係市町長、地域住民代表などで構成しています。

表7-1-1 川づくり会議開催状況

年度	川づくり会議開催河川
平成11年度	日野川
平成12年度	杣川、日野川
平成13年度	犬上川、芹川、真野川、安曇川、愛知川、長命寺川、大戸川、野洲川
平成14年度	真野川、大戸川、野洲川、愛知川、長命寺川、芹川、姉川・高時川、鴨川、百瀬川、石田川
平成15年度	大戸川、真野川、姉川・高時川
平成16年度	姉川・高時川
平成18年度	芹川

（2）今後の展開 ～地域がはぐくむ川を目指して～
川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、適切な役割分担のもとそれぞれが主体的に取り組む必要があります。しかしながら、地域住民・市民のみなさんが主体的に川づくり（河川の整備や管理）に関与できる仕組みが十分ではありません。そのため県は、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現を目指します。

- ア 地域住民・市民による川や水辺に関わる活動を積極的に支援します。
- イ 河川環境の保全に関わる活動などに、地域住

民・市民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

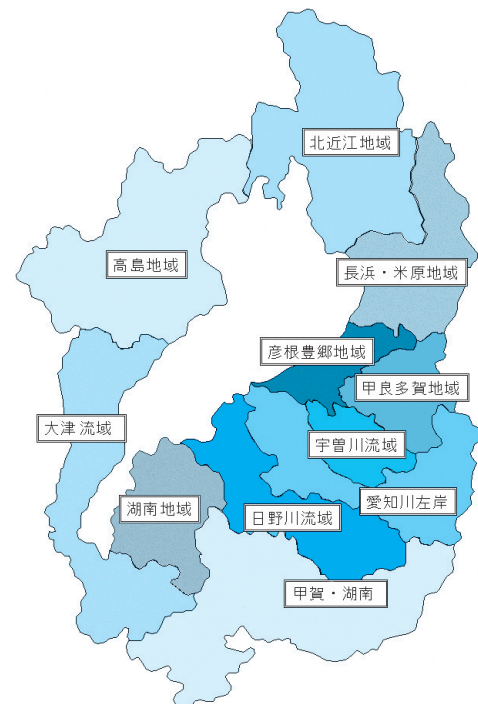
4 みずすまし構想の推進（農村振興課）

みずすまし構想は、農村地域の水質および生態系保全のための全体構想であり、「水・物質循環」「自然との再生」「住民参加」を三つの柱として、豊かな農村の自然環境を次代に引き継いでいこうとするものです。この構想の実現に向けて、営農・施設整備・啓発対策を推進します。

農村地域の水質および生態系・景観保全を目的とした「みずすまし構想」を推進するため、県内に11の「みずすまし推進協議会」（図7-1-1）が設立されています。この協議会では、それぞれの地域の特性に応じた環境保全の対策を取りまとめた「みずすまし行動計画」に基づき活動が展開されています。

また、農業排水を反復利用する施設整備や農村地域の住民主体による環境改善への取組を支援します。

図7-1-1 みずすまし推進協議会ブロック図



5 農村地域等におけるグラウンドワーク

活動の推進〈農村振興課〉

グラウンドワークは、地域住民と企業、行政がパートナーシップを組み、身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動です。平成14年度からはモデル地区において、3年間グラウンドワーク活動を支援し、活動の展開可能性と課題等を具体的に検証しながらグラウンドワーク手法による活動の推進を図っています。

甲良町では、“せせらぎ遊園のまちづくり”と称し、町内をくまなく流れる農業用水路を活用した取組を行うために、「まちづくり委員会」を各集落ごとに結成し、住民、行政、専門家のパートナーシップの下、住民が主体となった計画づくりや実践活動が行われています。現在、このような取組は農村型グラウンドワーク活動として全国的にも注目されています。

6 農村地域における住民主導による

環境保全活動の推進〈農村振興課〉

(1) 農村地域住民活動支援事業・農村振興総合対策支援事業

本県の農業・農村のもつ多面的機能を発揮する豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティー機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政等とのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や地域を熟知した専門家の派遣、普及啓発活動を行い、地域住民の自主的な活動の定着や持続的な活動を支援します。

(2) 棚田保全ネットワーク推進事業

棚田地域は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、美しい景観の形成や伝統文化の継承などの多面的な機能を発揮しています。このような棚田の持続的な保全に向けて、地域住民のみならず都市住民との協働をも含めたネットワークの構築と保全活動への支援に取り組んでいます。今年度は4地区でボランティアメンバーによる草刈り等の棚田保全活動を実施しています。

(3) ため池里山人のにぎわい推進事業

山辺におけるため池や農地、集落を含んだ里山の美しい田園景観や豊かな生態系は、県民共有の財産といえます。しかし、このような山辺では、維持管理の粗放化によるため池の機能低下や、獣害、林地の荒廃などが顕在化しています。

山辺のため池や農地、里山などの恵まれた田園景観や豊かな生態系の保全・再生のために、農家、地域住民、NPOなど多様な主体の参画・協働による取組を支援しています。

7 琵琶湖流域ネットワーク委員会

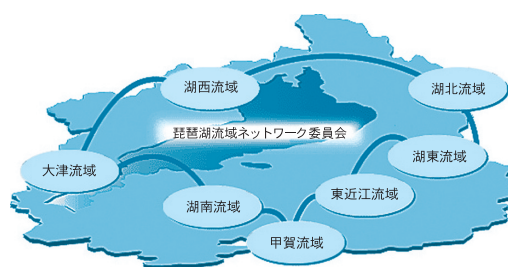
〈琵琶湖再生課〉

(概要)

現在県内各流域において、マザーレイク21計画に基づき、住民流域組織（流域協議会）を核として、環境団体、企業、行政、個人等による地域の水環境保全の取組が進められています。

琵琶湖流域ネットワーク委員会（平成16年(2004年)2月15日設立）は、これらの取組を支援するとともに、流域内および流域を越えた琵琶湖を緩やかに囲むネットワークを構築することを目指しています。(図7-1-2)

図7-1-2 琵琶湖流域ネットワークのイメージ



(目標)

琵琶湖を取り囲む水環境保全の取組の推進

(結果)

平成18年度は、県内外において研修会・交流会を実施して活動の充実を図るとともに、「水」を介した各種催しの情報提供等を行いました。また、琵琶湖一周調査隊（水質調査）を7月に実施しました。

(結果の評価)

調査活動、研修会・交流会等を実施し、委員会としての活動を発展させることができました。

(今後の展開)

協議会の相互交流の活発化や、より有意義な研修・交流活動を行い、活動内容の充実化を図っていく必要があります。

8 公害審査会〈環境政策課〉

苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。県では、学識経験者など10名から構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続を行っています。

昭和45年(1970年)に滋賀県公害審査会が設置されてから、これまでに29件の調停申請を受け付けています。平成18年度は、新規の申請はありませんでした。

第2節 調査、研究の推進

現 状

複雑化、多様化する環境問題に適切に対応するために、身近な生活環境から琵琶湖をはじめとする自然環境までの広い範囲を対象とする環境に関する総合的、学術的な「環境科学」の視点からの取組が求められていることから、総合的な環境の試験研究と

9 公害苦情の処理状況

〈環境政策課、琵琶湖再生課〉

典型七公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下)等、環境に関する苦情については、県(県庁および地域振興局等)および各市町の環境公害担当部局で受付し、対応しています。案件によっては県と市町が共同して対応します。

苦情受付件数は、全国的に見ると、平成8年度以降急増しており、特に大気汚染に係る苦情件数が増加しています。平成13年度以降概ね10万件前後で推移しており、平成17年度の全国の公害苦情件数は95,655件でした。大気汚染が最も多く、騒音、悪臭、水質汚濁と続いています。

本県においては、平成18年度に県および市町で併せて1,490件の苦情を受け付けており、琵琶湖を有する関係から水質汚濁に関する苦情が最も多く、以下大気汚染、悪臭、騒音と続いています。(表7-1-2)

環境情報の提供を図る必要があります。

このため県では、平成17年(2005年)6月に開設しました「琵琶湖環境科学研究センター」を中心に、琵琶湖と環境に関する総合的な試験研究、情報管理等を行っています。

表7-1-2 本県の公害苦情件数の推移

年度	内訳	苦情 件数	典 型 7 公 害							小計	典型 7公害 以外
			大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
平成13年度		1,491	360	323	3	113	9	—	130	938	553
平成14年度		1,420	357	291	—	103	10	—	102	863	557
平成15年度		1,361	296	294	5	104	10	—	126	835	526
平成16年度		1,110	251	250	3	101	13	0	133	751	359
平成17年度		1,063	226	282	4	93	12	0	113	730	333
平成18年度		1,490	332	428	5	138	15	0	138	1,056	434
うち、	県受付分	238	35	130	3	3	1	0	10	182	56
	市町受付分	1,252	297	298	2	135	14	0	128	874	378

課題

琵琶湖の総合保全や生態系等自然環境の問題、廃棄物の排出などに係る環境への負荷およびその原因となる社会経済活動の総合的把握に関する課題等、多種多様な環境問題に的確かつ早急に対応する必要があります。

取組

1 琵琶湖環境科学研究センターの研究

〈琵琶湖環境科学研究センター〉

琵琶湖環境科学研究センターは、琵琶湖を抱えた滋賀が直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、県民ニーズ、行政ニーズに応えた、成果重視の試験研究を推進しています。

琵琶湖と滋賀県の環境について、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して、政策提言を行います。

また、センターの知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っています。さらに、世界水準の研究成果の共有、国際的な視点からの研究活動・貢献を視野に、国際研究交流を進めています。

なお、センターの業務運営については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター中期計画に基づいた取組を実施しており、平成20年度からは、第2期中期計画に基づいた取組を行っていく予定です。

◎滋賀県琵琶湖環境科学センター中期計画（平成17～19年度）に基づく取組状況

（1）試験研究の推進

琵琶湖と滋賀県の環境を取り巻く21世紀の新たな課題の解決に向けて、琵琶湖とその流域を視野に入れながら、「資源循環型社会の構築」および「琵琶湖と流域の水質・生態系の保全」、「環境リスクの低減」の三つの分野について、重点的に取り組んでいます。

ア 資源循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の課題等を

明らかにし、滋賀県における循環型社会像を提示します。また、県民参画型環境情報システムを構築し、県民とのパートナーシップを通じて資源循環型社会の実現を目指します。

（主要研究）

- （ア）滋賀県における資源循環型社会システムの形成に関する調査研究
- （イ）県民参画型環境情報システムの構築に関する研究
- （ウ）水素エネルギー産学官連携共同研究

イ 琵琶湖と流域の水質・生態系の保全

琵琶湖の総合保全を図るため、琵琶湖の流域管理のための分析システムの構築に取り組みます。また、水質の監視・評価を行い、水質汚濁メカニズムの解明および効果的な水質保全対策の推進に関する試験研究や生態系保全手法に関する試験研究を推進します。

（主要研究）

- （ア）琵琶湖の流域管理のための分析システムの構築に関する調査研究
- （イ）ノンポイント負荷が琵琶湖水質に及ぼす影響の把握
- （ウ）琵琶湖塩津湾の水質が北湖の生態系に及ぼす影響に関する研究
- （エ）紫外線が琵琶湖の水質へ及ぼす影響評価
- （オ）琵琶湖における生態系レジームシフトに関する先導的研究
- （カ）世界水と気候のネットワークに関するデータベース構築
- （キ）流域の地域特性に基づいた生物多様性保全手法の構築
- （ク）流入負荷および湖内水質の管理に関する研究
- （ケ）水質汚濁メカニズム解明調査
- （コ）湖岸生態系の保全・修復および管理に関する研究

ウ 環境リスクの低減

環境中の有害化学物質の影響を把握し、健全な環境の保全を図るため、環境汚染の監視、微量化学物質に関する情報の収集・整備、化学物質による人の健康や生態系への悪影響のおそれ（環境リスク）の

低減に関する試験研究を推進します。

(主要研究)

(ア) 琵琶湖生態系における微量化学物質の研究

(イ) 微量化学物質の初期リスクの評価手法に関する研究

(ウ) オキシダントの動態に関する研究

(2) 情報の収集・発信

環境情報室では、琵琶湖と滋賀県の環境に関する情報センターとして、試験研究の成果や各種の環境情報を発信しています。また、琵琶湖環境に関する図書等をご覧いただけます。

ホームページでは、琵琶湖の水質やプランクトン等の調査結果や試験研究成果の閲覧や、環境情報室で所蔵している図書等の検索を行うことができます。

(3) 研究交流の推進

他の試験研究機関や大学等との共同研究を行うとともに、研究者の受入れを行っています。また、国際的な研究交流として、湖沼の比較研究や、研究生の受入れ・講師派遣等を行うとともに、琵琶湖と滋賀県の環境を対象とする県立試験研究機関の連絡会議を開催し、研究会や共同研究等を実施しています。

(4) 広報・県民活動貢献の推進

試験研究等から得た琵琶湖と滋賀県の環境についての知見や試験研究成果を発信するため、成果報告会を開催し、ニュースや報告書を発行しています。

また、県民・NPO等の環境保全活動に科学的、技術的側面から貢献するセミナー等を開催しています。

2 琵琶湖博物館の研究〈琵琶湖博物館〉

(1) 琵琶湖博物館の目指すもの

琵琶湖博物館は、研究・調査に基礎を置きながら交流・サービス、情報の収集・発信、資料整理、展示を総合的に行うことによって、琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然、歴史、暮らしの理解を深め、これら琵琶湖地域の人々とともに「湖と人間」の新しい存在関係を築いていくことを目指しています。

このために三つの基本理念「『湖と人間』という

テーマを持った博物館」、「フィールドへの誘いとなる博物館」、「交流の場としての博物館」を掲げ活動しています。

平成14年(2002年)12月には、中長期目標『地域だれでも・どこでも博物館』を策定し、平成17年(2005年)3月には中長期基本計画を公表しました。この基本計画では、博物館活動を通じて、生活・生業の場である地域の価値をそこに住む人々との協働によって、それぞれの地域が博物館と呼べるように応援していくことを目指しています。

(2) 琵琶湖博物館の研究

研究・調査活動は、琵琶湖博物館の活動基盤となっています。その成果を広く発信して博物館の展示、交流、情報発信活動に活かしています。また、中長期基本計画に基づき琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人々が地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

博物館や地域で行われる研究を学際的・国際的なものに展開し、地域や社会への貢献につながる研究推進型博物館の実現を目指しています。

研究部には以下の三つの研究領域があり、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせて研究活動を行っています。

【研究領域】

- ・環境史研究領域：「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか、をテーマに研究調査を行っています。
- ・生態系研究領域：「湖と人間」の関わりが、今どのようになっているのか、をテーマに研究調査を行っています。
- ・博物館学研究領域：「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか、をテーマに研究調査を行っています。

詳細については、琵琶湖博物館のホームページ<http://www.lbm.go.jp/>で見ることができます。

3 森林センターの研究〈森林センター〉

森林センターでは、木材の生産や森林の整備を通

じ、公益的機能の発揮に寄与してきた森林を、より一層機能の高い森林に育成するための調査・研究を行っています。

- (1) ウツクシマツの遺伝子保存に関する研究（昭和61～平成23年度）
- (2) 森林づくりが琵琶湖に与える影響調査（平成18～20年度）
- (3) ニホンジカによる造林木等被害防除技術の確立（平成17～19年度）
- (4) 環境林植生経年調査（平成18～21年度）
- (5) 環境に配慮した長伐期施業林および複層林の調査検討（平成19～20年度）

→ 参考資料 (51)

4 東北部工業技術センターの研究

〈東北部工業技術センター〉

東北部工業技術センターは、県内企業の技術支援の拠点として、地域産業の技術ニーズに 대응しています。

地域企業では製造工程における環境負荷の低減化を図ることが求められており、省エネ、リサイクル、廃棄物等の技術課題を抱えています。また、環境が市場として有望なことから、生分解性プラスチックや鉛を含まない合金などの材料開発の研究を行っています。

- (1) 環境負荷低減化のための機械加工システムの開発
- (2) 廃棄物のリサイクル技術の開発
- (3) 排水から有用金属を回収する材料開発
- (4) 有害金属を含まない合金の開発

5 農業技術振興センターの研究

〈農業技術振興センター〉

農業技術振興センターは、消費者が求めるより安全で安心な農産物を供給するとともに、琵琶湖や周辺環境への負荷をできる限り削減していくため、環境にこだわった農業生産技術の研究開発に取り組み、その成果の普及に努めています。

- (1) 有機物を活用した環境こだわり農業のための土壌施肥管理技術
- (2) 農薬安全使用技術・減農薬栽培技術の確立
- (3) 環境こだわり農業を支える茶園管理技術の確立

立

- (4) 近畿地域の水稲の環境負荷低減技術の体系化と負荷予測モデルの開発
- (5) 昆虫病原菌を基幹としたアブラナ科野菜害虫の防除体系の確立
- (6) 中山間地茶園向けの防除作業機の開発と減農薬防除技術の確立
- (7) 環境こだわり野菜生産技術の確立
- (8) 水稲非作付け期の土壌管理法の確立
- (9) 少量土壌培地耕によるアムスメロン栽培の現地実証
- (10) うね間のマルチ敷設による窒素低投入型減化学肥料栽培体系の確立

6 水産試験場の研究〈水産試験場〉

近年、琵琶湖の環境をはじめとして本県の水産業を取り巻く諸条件は厳しさを増し、ニゴロブナやホンモロコなどの在来魚にとって、良好な繁殖・成育の場が減少するとともに、オオクチバスやブルーギルといった外来生物が異常繁殖して、漁場の生産力が大幅に低下しています。このような中であって、水産試験場では、漁業の持続的発展を図るため、重要水産資源の維持培養と栽培漁業の推進、漁場環境の保全技術や増養殖技術の開発、水産物の有効利用、マス類などの試験研究や調査事業に取り組み、その成果の普及に努めています。

(1) アユの冷水病対策研究

アユ冷水病が養殖場や天然水域に蔓延しており、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。このため、冷水病の発生メカニズムの解明に努めるとともに、加温処理やワクチン等予防や治療技術について開発を進めています。

(2) 琵琶湖生態系修復のための総合対策研究

近年の琵琶湖では、在来魚の減少や外来生物の増加など、生態系に大きな歪みが生じています。このため、琵琶湖漁業の生産基盤である琵琶湖の多様で健全な生態系を回復させるための調査研究に取り組んでいます。

(3) 琵琶湖沿岸環境変動の影響調査研究

琵琶湖の沿岸では農業排水の流入や、湖底の泥化、砂利採取による湖底地形の改変などの環境変動要因が見られます。これらの要因の漁場環境への影響を

調査し、今後の漁業対策や漁場環境保全対策に活用します。

(4) 有害外来魚撲滅対策研究

琵琶湖やその周辺水域で大繁殖しているブルーギルやオオクチバスといった外来魚は、漁業上重要なニゴロブナやホンモロコ等を食害するほか、在来の水生生物に多大な影響を与えています。そのため、これら外来魚の生態や分布を明らかにして、一層効

果的で効率的な駆除技術の開発に努めています。

(5) 特産マス資源の保全と活用に関する調査・研究

本県の特徴を活かしたマス類漁業および養殖業の振興を図るため、在来マス類資源の増殖や生息環境の評価・管理およびビワマスを用いた地域特産養殖業の開拓に関する研究に取り組んでいます。

第3節 多様な政策手法の活用

現 状

環境政策における政策手法として、排水規制などの直接規制的手法や、環境アセスメントなどの手続的手法、PRTR法による届出などの目標の提示や一定の手順、手続の義務付けなどにより間接的に規制を行う枠組規制的手法、環境報告書の公表による情報的手法などが活用されています。

課 題

今後も環境問題の構造の変化に適切に対応し、環境を内部化した社会を目指していくため、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などにより、効果的に環境改善を進める必要があります。

取 組

1 国土利用計画に基づく土地利用の適正化

〈地域振興課〉

(1) 土地利用の現況

県土4,017km²の利用形態をみると、平成17年(2005年)現在で、およそ森林が51%、水面・河川・水路が20%、農用地が14%、宅地が6%、道路が3%、その他が6%を占めています。

これを国土と比較してみると、森林は全国比率よりも低く、農用地、宅地はやや高くなっています。また、水面・河川・水路は琵琶湖を含んでいるため全国比率より極端に高くなっています。

次に、平成7年(1995年)から平成17年の10年間に

おける土地利用の推移をみると、農用地、森林は他への転用が多く、それぞれ36km²、19km²減少しています。

一方、増加している主な利用形態としては、都市化の進展に伴い、道路が13km²、宅地が22km²の増加となっています。

(2) 土地利用の課題

土地には、地価と土地利用の二つの基本的な課題がありますが、近年の土地を巡る状況は、右肩上がり一辺倒の地価上昇の時代とは異なり、土地利用の課題の重要性が増してきています。

今後の土地施策においては、ゆとりある住宅・社会資本の整備と自然や環境に配慮した安心できるまちづくり・地域づくりを目指した有効で適正な土地利用の推進を図るための、いわゆる土地の「所有から利用」に向けての諸施策を推進していきます。

(3) 国土利用計画および土地利用基本計画

国土利用計画は、「国土利用計画法」に基づき、土地利用のあり方について適正な土地利用を誘導していくための目標を示すものであり、全国計画、県計画、市町計画から構成されています。いずれも公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を目的として策定されるものであり、国土の利用に関する行政上の指針となるものです。

全国計画は、現計画(第三次)が平成8年(1996年)2月に策定されましたが、現在、新たな計画が平成19年度中の策定に向けて作業が進められてい

ます。

県計画は全国計画を基本として、平成9年(1997年)3月に現計画(第三次)が策定されています。

また、この計画を基本として定める土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域などの5地域区分および土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画の上位計画として行政内部の総合調整機能を有するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能するものです。

本県の土地利用基本計画は、同法第9条に基づき、最近では平成10年(1998年)3月に現計画として見直されています。

2 都市計画(都市計画課)

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)

現在、滋賀県には12の都市計画区域があり、都市計画の目標や区域区分の有無を定めた、それぞれの都市計画区域マスタープランを策定しています。

(2) 区域区分

大津湖南都市計画区域など4都市計画区域で、無秩序な都市化を防止し計画的に市街化を図るため、

市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めています。

(3) 地域地区

地域地区は、適正な都市環境が形成され、また保持されるように、自然条件および土地利用の動向を勘案して、土地の使い方を定めるものです。(表7-3-1)

ア 用途地域

用途地域は、住居の環境の保護や、商業、興業などの利便の増進を図るために定められています。そのため、それぞれの地域内で建築することができる建築物の用途が制限されています。

イ 風致地区

風致地区は、良好な自然環境を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区です。

その地区内では、条例によって、建築行為や宅地の造成等について一定の制限がかかります。

本県では、琵琶湖とそれを取り囲む山地部等の自然景観地を中心に13市町9地区、面積約13,408haが決定されています。

(4) 都市施設

道路、公園・緑地、下水道等都市生活を営む上で必要な都市施設については都市計画に定めることとされています。

表7-3-1 地域地区の決定状況

単位：ha 平成18年3月31日現在

都市計画区域	用途地域	特別用途地区		風致地区	高度地区	高度利用地区	防火地域	準防火地域	臨港区	伝統的建造物群保存地区	駐車場整備地区
		特別工業地区	特別業務地区								
大津湖南	11,494			9,544	4,824	5	13		7	29	453
彦根長浜	4,709	24	26	3,257			5	67	2		
近江八幡八日市	3,447	23		607						45	
甲賀広域	2,563	5									
土山	150	94									
信楽高原	215	94									
山東伊吹	264										
浅井湖北	156										
高島	866	95						1			
計	23,863	335	26	13,415	4,824	5	18	68	9	74	453

平成17年(2004年)3月末現在で都市計画道路は17市町、368路線、延長約1,021km、都市計画公園は20市町、249か所、約1,253haが計画決定されています。

3 びわこ地球市民の森〈都市計画課〉

本県においては、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5ha(延長約3.2km、幅100~200m)を活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間をかけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造と、照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成をコンセプトとし、植栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については緑陰樹や施設まわりを除き、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成19年(2007年)4月末までに、延べ約19,800人の参加者により、66,300本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理(草刈りや枝払いなど)も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりサポーター」の皆さんの手により「森づくりサポーター活動」として実施しています。

4 ドイツ・バイエルン州との環境分野における交流〈国際課〉

ドイツ・バイエルン州と平成15年(2003年)11月に「環境相互協定」を締結し(滋賀県、滋賀県産業支援プラザ、バイエルン州環境省、KUMASとの4者協定)、環境分野における経済交流を推進するとともに、情報交換や技術者の交流等を通じた相互協力を促進することになりました。以降、経済と環境は不可分の立場で、各種分野における共通した課題の解決に向けて連携を強化しています。

主な交流分野：

- (1) 環境テクノロジー分野のノウハウの交換、専門技術者および学生の交換
- (2) 環境メッセ(見本市)への相互出展

(3) 経済、行政、教育分野の各種機関および企業間のネットワーク

(4) 水質浄化、廃棄物処理、再生可能エネルギー、環境マネジメント、環境バイオテクノロジーなどの分野における経済交流団の相互派遣

(5) 環境政策分野における滋賀県とバイエルン州間の情報交換

平成19年(2007年)10月には、びわ湖環境ビジネスメッセ(長浜ドーム)会場で、県とバイエルン州環境省との共同開催による、地球温暖化と新エネルギーをテーマとした専門セミナーを開催しました。また、11月には本県より産学官メンバーを構成員とする経済ミッションを同州へ派遣しました。

5 生態学琵琶湖賞〈環境政策課〉

(概要)

水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的に「生態学琵琶湖賞」を平成3年度に創設し、学術的・社会的見地から優れた業績を挙げ、今後さらなる活躍が期待される、アジア地域・国内の研究者を毎回2名表彰しています。これまで、海外12名、国内16名の計28名(14回実施)に対し表彰を行いました。

今回の応募は国内8件、国外14件の合計22件でした。

第14回の受賞者

・津田 敦氏(東京大学海洋研究所 海洋生態系動態部門浮遊生物分野准教授)

研究テーマ「CO₂削減技術としての鉄散布法効率性の検討」

・鄭 明修(Ming-Shiou Jeng)氏(中央研究院 生物多様性研究センター研究員)

研究テーマ「台湾沿岸域の生物多様性に関する研究」

6 国際的活動機関

(1) 国際連合環境計画 技術・産業・経済局 国際環境技術センター(UNEP DTIE IETC)

UNEP DTIE IETCは、開発途上国および経済が移行期にある国々における環境上適切な技術(EST)

の適用・応用を促進することを目的に活動しており、同滋賀事務所では主として水と衛生に関する環境管理問題について、関連情報の収集・提供、研修の実施、助言等を行っています。

本県は、琵琶湖に関する技術や経験の発信と国際的な最新情報・技術を得るための協力を期待し、また地球環境問題に対する国際貢献として、(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)を通じ、UNEP DTIE IETCの活動を支援しています。 → 参考資料 (52)

(2) (財)国際湖沼環境委員会 (ILEC)

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、滋賀県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61年(1986年)12月に設立された国際的な非政府機関(NGO)です。

また、UNEP-DTIE-IETC滋賀事務所の支援機関としての役割を担っています。

ILECの事業は、国際機関との協調および開発途上国への協力を基調としており、その多くはUNEPなどの国連機関や、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)などの機関との共同事業として実施しているほか、昭和59年(1984年)8月に大津市で開催されて以来、隔年で開催されている世界湖沼会議を、湖沼を有する世界の国々や地域と共催しています。 → 参考資料 (53)

なお、ILECが平成2年(1990年)から国際協力機構(JICA)の支援により実施してきた開発途上国の行政担当者や研究者を対象とした研修「湖沼水質保全コース」ではこれまで40か国、160名以上、また、水環境を主題とした途上国の若手教員を対象とした環境教育研修ではこれまでに30か国、約60名の研修生を輩出しています。

7 「近江環地域再生学座」〈滋賀県立大学〉

(目的)

「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」滋賀県立大学が、知の集積としての大学の組織・人材を最大限に生かし、地域の社会ニーズの解決に向けて、滋賀県をはじめとする地元自治体との緊密な連携のもとに、地域再生を担う人材の創出に取り組んでいます。

(事業概要)

湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、自然と共生した美しい居住環境の創出および循環型地域社会を形成するために、地域診断からまちづくりへの展開を組み立てられる人材として、コミュニティ・アーキテクト(近江環人)を養成します。

大学の知的ポテンシャルを生かし、持続可能な地域づくりを進めるとともに、「地域の知の拠点」として人材育成や地域貢献を果たすため、学内資源の連携によるカリキュラムづくりを進めます。(表7-3-2)

(人材養成の手法)

「地域診断法特論」や「エコ・テクノロジー特論」などの科目と「コミュニティ・プロジェクト実習」を新設するなど、大学院修士レベルの教育を提供し、検定試験に合格された受講者に「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号を与えます。

(将来的な構想)

養成されたコミュニティ・アーキテクト(近江環人)が、県内の地域再生・まちづくりにおいてその能力を発揮し、リーダー・コーディネーターとして、持続可能な地域づくりが各地で広がっていくことを目指します。

表7-3-2 募集内容等

コース	要件	修了年限
Aコース	大学院一般選抜、社会人特別選抜合格者	2年
Bコース	社会人一般(上記以外)	1年

近江環地域再生学座概念図

